

船舶事故調査報告書

令和6年2月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年4月13日 07時00分ごろ
発生場所	小鳴門海峡北口付近 阿波瀬戸港北泊外防波堤灯台から真方位113° 160m付近 （概位 北緯34° 14.3′ 東経134° 35.4′）
事故の概要	漁船 ^{でん} 伝丸は、船首を北西方に向けて漂泊中、また、漁船 ^{しろう} 志郎丸は、北北西進中、両船が衝突した。 伝丸は、船長が負傷し、左舷船尾及び右舷中央部のブルワークに擦過傷を生じ、また、志郎丸は、右舷船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和5年4月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 伝丸、1.02トン T O 3 - 1 5 0 9 3（漁船登録番号）、個人所有 5.10m (Lr) × 1.45m × 0.63m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、 昭和56年10月30日 B 漁船 志郎丸、0.9トン T O 3 - 1 5 9 8 8（漁船登録番号）、個人所有 6.73m (Lr) × 1.79m × 0.70m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、 昭和59年10月30日
乗組員等に関する情報	A 船長A 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月25日 免許証交付日 平成30年8月20日 （令和6年5月16日まで有効） B 船長B 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月25日 免許証交付日 平成30年8月20日 （令和6年5月16日まで有効）

死傷者等	A 重傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船尾及び右舷中央部のブルワークに擦過傷 B 右舷船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、徳島県鳴門市瀬戸漁港（北泊地区）（以下「本件漁港」という。）北西方沖のわかめ養殖場（以下「本件養殖場」という。）の施設撤去作業を行う目的で、令和5年4月13日06時55分ごろ本件漁港を出航した。</p> <p>A船は、小鳴門海峡北口付近を北北西進中、船外機が停止し、船首が北西方を向いて漂泊状態となった。</p> <p>船長Aは、燃料ホース等の状態を船外機側から順に点検したが異状は見当たらず、燃料タンクを格納した左舷船尾の船倉の蓋を開け、船倉内を覗き込んで燃料系統の点検を始めた。</p> <p>船長Aは、07時00分ごろ、エンジン音を聞いて顔を上げたところ、左舷船尾方至近から自身に向かってくるB船を認め、B船が身体に衝突するのを避けようと右舷船尾方へ倒れ込んだ直後、A船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突し、B船がA船を乗り越えていった。</p> <p>A船は、船長Aが右膝を負傷して動けなかったため、B船に横抱き状態でえい航され、本件漁港に戻った。</p> <p>船長Aは、救急車により鳴門市内の病院に搬送され、右膝蓋骨開放骨折と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船と同じ目的で、06時57分ごろ本件養殖場に向けて本件漁港を出航し、船長Bが右舷船尾に立って左手で船外機のスロットルグリップを握って操縦を行い、約20km/hの対地速力で航行していた。</p> <p>船長Bは、小鳴門海峡を北進中、本件養殖場に向かう僚船1隻（以下「C船」という。）がB船の右舷方を追い越していく態勢になっていたため、C船の動向に意識を向けて航行し、小鳴門海峡北口付近で左転した。</p> <p>船長Bは、左転後もC船の動向に意識を向けて北北西進中、07時00分ごろ、衝撃を感じ、直ちに船外機を中立として周囲を確認したところ、約10m船尾方に停船しているA船を認め、B船がA船と衝突して乗り越えていったことを知った。</p> <p>船長Bは、反転してA船に接舷し、船長Aが右膝の痛みを訴えていて動けなかったため、付近を通り掛かった僚船に救急車の手配を依頼し、B船でA船を横抱きして本件漁港に戻った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真4 A船、写真5 A船の損傷状況、写真6 B船 参照）</p>

<p>その他の事項</p>	<p>本事故発生日は、わかめ養殖に従事している漁業者全員が参加する本件養殖場の施設撤去作業の初日で、07時00分ごろから作業を始めるために漁船約30隻が小鳴門海峡を經由して本件養殖場に向かっており、A船は先頭付近を、B船及びC船はその後方を航行していた。</p> <p>A船は、本事故後に海上保安官による確認が行われた際、燃料タンクと燃料ホースを繋ぐワントッチコネクタ（以下「本件コネクタ」という。）が外れていて、船外機に燃料が供給されなくなっていたことが確認された。（写真1～3参照）</p>
---------------	---



写真1 燃料タンク



写真2 燃料タンクのコネクタ



写真3 本件コネクタ

	<p>船長Aは、本事故発生日以前に石油燃焼機器用注油ポンプで燃料タンクに給油した際、燃料タンクの近くに置いた燃料携行缶が意図せず燃料ホース又は本件コネクタに接触して、本件コネクタが外れたのかかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、出航前に本件コネクタの接続状況を点検していなかった。</p>
--	--

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、小鳴門海峡北口付近で船外機が停止して、船首を北西方に向けて漂泊中、船長Aが、船倉内を覗き込んで燃料系統の点検を行っていたことから、接近するB船に衝突直前まで気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、本件コネクタが外れた状態で航行していたことから、燃料油が船外機に供給されなくなり、船外機が停止したものと考えられる。</p> <p>本件コネクタは、本事故発生日以前の給油作業において、燃料タンクの近くに置いた燃料携行缶が、燃料ホース又は本件コネクタに接触して外れた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、小鳴門海峡を北進中、船長Bが、B船の右舷方を追い越していくC船の動向に意識を向けた状態で、本件養殖場に向けて左転し</p>
---	---

	て北北西進したことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、小鳴門海峡北口付近において、A船が船首を北西方に向けて漂泊中、B船が北進中、船長Aが、船倉内を覗き込んで燃料系統の点検を行い、また、船長Bが、B船の右舷方を追い越していくC船の動向に意識を向けた状態で、本件養殖場に向けて左転して北北西進したため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、自船が意図せず停船した際、航行再開に向けた復旧作業にのみ意識を集中することなく、周囲の見張りを適切に行い、自船に接近する他船を認めた場合は、音響による信号を行って注意喚起するなど、自船の状況に応じて適切な衝突回避措置を採ること。 ・ 船長は、給油の都度、燃料系統の接続部に緩みがないかを確認し、発航前点検を適切に行うこと。 ・ 船長は、航行中、特定の船舶のみに意識を向けず、転舵する方向や前路など全周にわたって常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

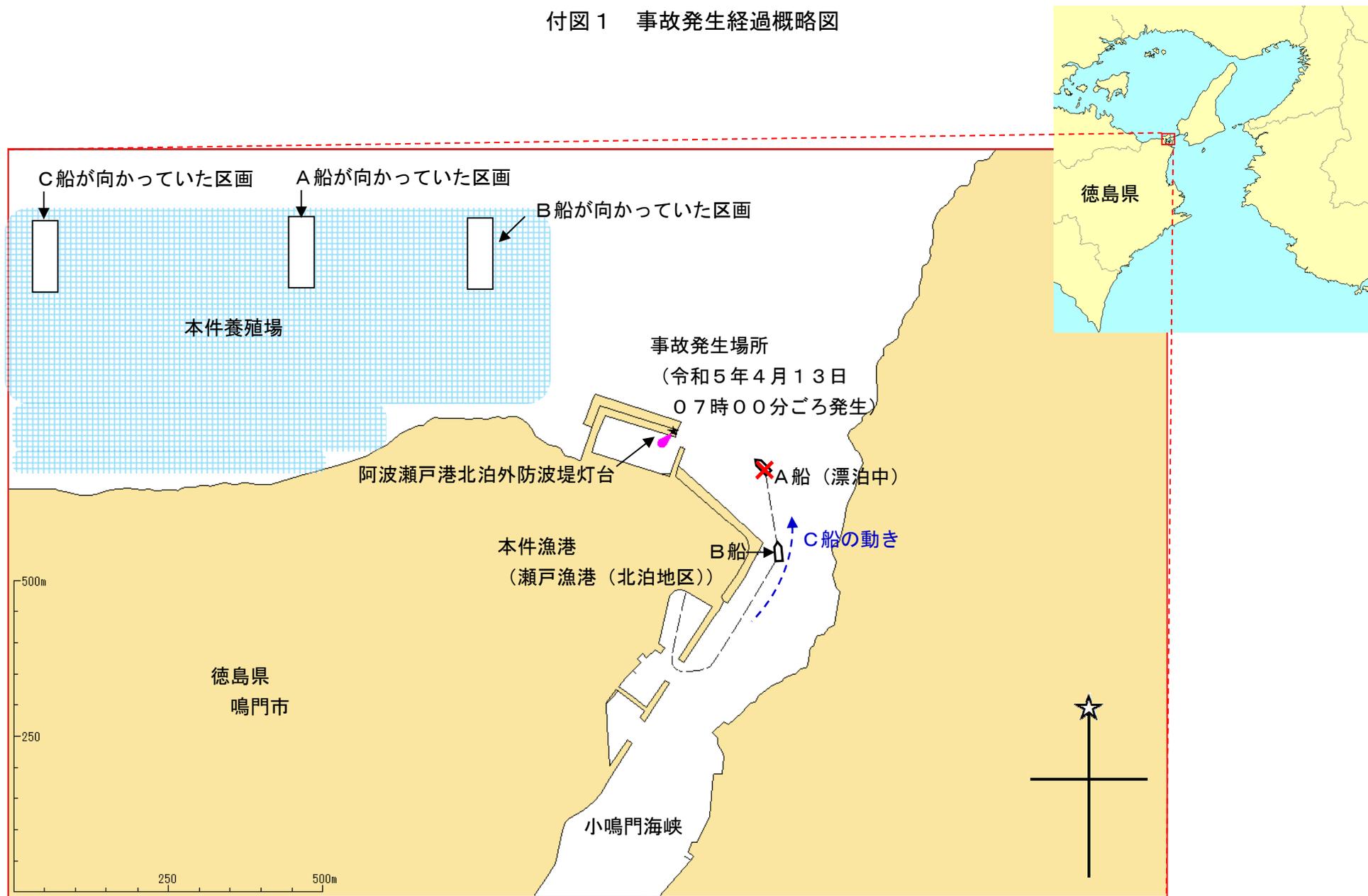


写真4 A船



写真5 A船の損傷状況



写真6 B船

